

2022

7

NO.248

「税と暮らしを考える」広報誌

えどがわきた

発行：一般社団法人
江戸川北青色申告会
〒132-0021
江戸川区中央 1-2-18
TEL03 (3656) 0621
FAX03 (3656) 1104

第10回 定時総会

5月26日(木)、グリーンパレスに於いて「第10回定時総会」を行いました。
今年度は通常の議案に加え、江戸川南青色申告会との合併の承認に関する事項や合併に伴う理事・監事の選任など多くありましたが、全て無事に承認されました。

当日は感染症対策のため規模を縮小して行いました。ご参加いただいた皆さまありがとうございました。

なお、当日の資料は事前に送付させていただいたものか、当会 HP よりご確認ください。



～議案～	
第一号議案	令和3年度(2021年度)事業報告書(案)
第二号議案	令和3年度(2021年度)収支計算書承認及び監査報告の件(案)
第三号議案	役員改選の件(案)
第四号議案	定款一部変更の件(案)
第五号議案	合併承認の件(案)
第六号議案	合併に伴う定款変更の件(案)
第七号議案	合併に伴う理事・監事選任の件(案)
第八号議案	労働保険事務組合・事務処理規約の件(案)

～報告事項～	
報告(1)	令和4年度(2022年度)事業計画書と収支計算書報告の件
報告(2)	その他



▲挨拶する小原会長

【諸注意・必ずお読みください】

- ・ **予約なしの来局順受付**となります。
※但し、従業員数が **5名以上**の場合は事前にご連絡ください。
- ・ 朝9時より受付順でご案内いたします。
- ・ 職員の指名は行えません。
- ・ 期間中の源泉以外のご相談は、改めて別日にご予約ください。

【持ち物】

- ・ 前年の源泉徴収簿、納付書
- ・ 今年の源泉徴収簿
- ・ 扶養控除等異動申告書
- ・ 源泉所得税の徴収高計算書(納付書)

7月1日(金)～7月8日(金)

上半期分の源泉指導会※は

源泉相談はお済みですか?!

必見!

インボイス（適格請求書）の記載事項

インボイスとは…



「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、**一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するもの**をいいます。

適格請求書発行事業者は、取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書※）を交付する義務があります。

※特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

インボイスの記載事項

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

◀出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」
インボイス制度の理解のために▶

原点から学べる！ 基礎説明会

【事業】▶7月26日(火)・7月27日(水)

【不動産】▶▶7月25日(月)

全て 9:30 ~ 12:00 頃
場所：当会 3階

※ご都合がつかない方は、別日で個別相談も承っております。

※電話（当日まで予約可能）または、[青色アプリ](#)（3日前まで予約可能）にてご予約ください。（当日受付も可能ですが、満席の場合はお断りさせていただきます。）

どんな内容??

- 当会のご利用案内
- 帳簿の記帳から決算、申告までのスケジュール
- 記帳を始める前の準備。必要書類
- どんな帳簿で記帳する？記帳の基礎…などなど

(都民ファーストの会代表)

荒木ちはるさんと 田の上都議が視察



▲正面玄関にて小原会長と荒木さん



▲(左から)田の上議員・小原会長・荒木さん・大久保専務理事

江戸川都税事務所からのお知らせ

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kI以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年度の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納税できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16



▶▶事務局カレンダー



7月 1日~7月 8日 源泉指導会

7月 6日 税理士無料相談会

7月 8日 組織委員会

7月 25日・26日・27日 基礎説明会

7月 29日 職員研修のため事務局休館

青色アプリを
スマートフォンから
ダウンロード!

App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう

